

令和7年度ひょうご震災記念21世紀研究機構
「研究調査助成事業」実施要綱

1 趣旨・目的

この要綱は、ひょうご震災記念21世紀研究機構（以下「機構」という。）のミッション（「安心安全なまちづくり」「共生社会の実現」に関する調査研究）を踏まえた、以下の目的のために実施する共同研究に対する助成事業の適正な運営を図るために必要な事項を定める。

- (1) 機構の重点研究領域に沿った政策課題解決に資する研究調査の推進
- (2) 「国際防災・人道支援協議会（DRA）」構成団体をはじめ県内外の大学等研究機関が共同して取り組む研究調査の推進
- (3) HAT神戸に集積する研究機関（DRA構成団体）の連携と研究機能の強化
- (4) 県内研究機関の若手研究者の育成支援

2 事業内容

機構のミッション（「安心安全なまちづくり」「共生社会の実現」に関する調査研究）を踏まえた視点を持ち、政策形成に資する研究調査に対して助成する。

ただし、未発表のものに限る。

＜助成対象となる研究＞

- (1) 過去の大災害の経験や教訓を生かし、南海トラフ地震等の巨大災害による被害の軽減や早期の復旧・復興のための課題解決、事前の対策にいかに取り組むかという視点から行う研究

【研究テーマの例】

- ・南海トラフ地震や大規模風水害等に備えた防災・減災体制の整備
- ・災害時要援護者を守る自助・共助の仕組みづくり
- ・人口減少時代における地域防災力の強化
- ・社会インフラの計画的な老朽化対策等安全基盤の強化
- ・自然環境と防災を両立させるまちづくり 等

- (2) 人口減少・少子高齢化社会の多様な仕事と生活のあり方、コロナ禍後の社会変化を踏まえた未来の活力につながる地域・経済・人づくり、グローバル時代の多文化共生等について、地域社会はどう立ち向かうべきかという視点から行う研究

【研究テーマの例】

- ・人口減少等に対応した新しい空間活用、多様な地域間連携
- ・交流人口の拡大や二地域居住・移住の促進
- ・世界や地域の課題解決に貢献する成長企業の集積
- ・地域資源（農林水産業・コミュニティ等）活用による地域のしごと創出
- ・多文化共生が実現する兵庫の暮らしづくり 等

3 助成対象者の要件

「国際防災・人道支援協議会（DRA）連携研究」、「若手研究者育成研究」の2つの

区分で公募を行う。応募については、所属機関を通じて行うものとする（助成金は機関管理が必須）。機関ごとの応募件数についての上限はない。

(1) 国際防災・人道支援協議会（DRA）連携研究枠

① 代表機関の要件

- ・国際防災・人道支援協議会（DRA）構成機関であること

② 研究代表者の要件

- ・国際防災・人道支援協議会（DRA）構成機関に所属する研究者であること
- ・研究代表者の年齢は問わない

③ DRA 構成団体の 2 以上の研究機関等の構成員が参画すること（ただし、機構の 3 つのセンターは代表機関ではなく共同研究機関として参画できる）

④ DRA に属さない大学・研究機関も、共同研究機関として参画できる

⑤ 間接経費の配分は行わない

以上の要件を満たすこと

(2) 若手研究者育成研究枠（令和 7 年度から新設）

① 代表機関の要件

- ・兵庫県内に立地する大学・研究機関等であること
- ・科研費応募の機関番号を持つこと

② 研究代表者の要件

- ・40 歳未満（令和 7 年 4 月 1 日時点）で、主たる勤務地が兵庫県内であること
- ・兵庫県の大学・研究機関等に有期雇用（任期付き雇用）されていること（週あたりの雇用形態は常勤、非常勤を問わない）
- ・科研費の応募資格（研究者番号）を持っていること
- ・researchmap で研究実績を確認できること
- ・研究代表者のみの単独研究でも構わない

③ 兵庫県外の大学・研究機関等も共同研究機関として参画できる

④ 採択額の 20% の間接経費を別途配分する

（なお、DRA 構成団体には間接経費は配分を行わない）

⑤ 助成金総額の 3 分の 1 を上限に共同研究機関への分担も可能とする

⑥ 共同研究者に 40 歳以上の研究者を含むこともできるが、その者に対しては研究費の分担・支出はできない

⑦ 研究代表者は、助成を受けた研究内容について、学会、論文（査読、未査読は問わない）などにより、助成終了後に公表を行うこと

⑧ 年に 2 回程度、当機構が主催する研究推進会議において研究の進捗状況を報告すること（対面、またはオンライン）

以上の要件を満たすこと

4 研究期間

(1) 研究調査期間は、最大 2 カ年度（令和 8 年度末まで）とする。

- (2) 応募時には2年分の申請を受け付けるが、助成金の交付決定は年度ごとに行う（初年度の研究成果を評価した結果、2年目の交付額を減額することがある）。

5 助成金の額

助成金の額、件数等については次のとおりとする。

- (1) 助成上限額は「国際防災・人道支援協議会（DRA）連携研究枠」は200万円、「若手研究者育成研究枠」は100万円とする（2カ年にまたがる研究の場合は、上限額の範囲内で年度ごとに配分すること）
- (2) 助成の対象となる経費については、予算の範囲内において、別に定める研究調査事業の遂行に必要な経費の全部又は一部とする。
- (3) 2年にまたがる研究で、年度間の配分に変更が生じるときは、あらかじめ金額配分の変更手続きを行うこと（変更手続きを行わないままでの繰り越しは認めない）
- (4) 全体で3～5件程度の採択を予定する。

6 募集期間

令和7年4月1日（火）から5月26日（月）まで（必着）

7 助成金の応募方法

助成金の交付を受けようとする研究機関等は、研究調査助成金応募申請書（以下「応募申請書」という。）の様式1-1、様式1-2（研究計画書）、様式1-3（収支予算書）を（公財）ひょうご震災記念21世紀研究機構理事長（以下「理事長」という。）にその指定する期日までに提出しなければならない。

8 研究調査助成申請の審査機関

- (1) 共同で研究調査を行うために提出された応募申請書について審査を行うため、研究調査助成審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。
- (2) 審査委員会の委員は、審査委員会設置要綱に定める。

9 審査及び交付の決定

- (1) 提出された応募申請書については、審査委員会において、その内容を審査するとともに、申請に係る関係機関、助成対象研究の内容、金額等、必要と考えられる事項について調査を行った上、採択の可否、助成にかかる条件を審査する。
- (2) 審査終了後、応募申請者には審査結果を通知する。通知を受けた代表機関においては、助成金額、条件等を踏まえたうえで、当該年度分の研究調査助成金交付申請書（以下「交付申請書」という。）（様式1-4）を提出するものとする。
交付申請の際には、応募資格（勤務地、年齢、雇用期間など）の条件を満たしていることを証明する書類をあわせて提出するものとする。
2カ年にまたがる研究の場合は、1年目の研究成果を評価したのちに2年目の助成金額、条件等を通知する（年度ごとに交付申請書を提出する）。
- (3) 理事長は、交付申請書の適否を判断したうえで、助成金交付決定通知書（様式2）

により当該助成金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(4) その他必要な手続きについては、別に定める。

10 助成金執行上の注意

助成金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

(1) 交付を受けた助成金は、当該助成対象研究に必要な経費にのみ使用しなければならないこと。

(2) 助成対象となる研究調査を進めるに当たっては、研究水準を高めるため、関係する行政機関、研究機関、研究者等との連携を深めるとともに、協力・助言を求めるよう積極的に努めること。

(3) 助成金については、所属機関のルールに従い機関管理を行うこと。

(4) 助成を受けた研究者が、機関からの退職などにより機関管理ができなくなるなど、助成要件を満たさなくなったときは、速やか

に機構に連絡し、助成事業の中止又は廃止などの手続きを行い、指示にしたがい精算手続きを行うこと。

11 助成金の請求及び交付

(1) 交付決定通知を受けた研究機関は、理事長に様式3に定める研究調査助成事業助成金請求書（以下「請求書」という。）をその定める期限までに提出しなければならない。

(2) 理事長は、(1)により提出された請求書を審査するほか、必要に応じて調査を行い、内容が適正であることを確認した上で、研究に支障をきたさないよう速やかに助成金を支払う。

12 助成事業の変更、中止又は廃止

(1) 代表研究機関が、助成対象額及び研究計画を変更しようとする場合（軽微な変更を除く）は、様式4に定める助成事業変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

(2) 助成事業の中止又は廃止を行おうとする場合には、様式5に定める助成事業中止（廃止）承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

(3) 理事長は、上記の申請に対し、申請事項を承認すべきと認めたときは、その旨を助成金交付決定内容変更承認通知書（様式6）又は助成事業中止（廃止）承認通知書（様式7）により、当該申請者に通知するものとする。

13 助成金の経理

(1) 代表研究機関は、研究に要した費用について、他の経理と区分して収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、助成金の使途を明らかにしておかなければならない。

(2) 代表研究機関は、上記の収入額及び支出額について、その収入及び支出内容に関する別に定める証拠書類を整理し、帳簿とともに保存しておかなければならない。

(3) 理事長は、必要があると認める場合には、代表研究機関に対して報告若しくは前号

の証拠書類の提出を求め、又は指導し、又は関係者に質問することができる。

- (4) 代表機関から分担を受けた研究機関についても、上記(1)(2)については同様の経理を行うものとする。

14 状況報告

- (1) 理事長は、必要があると認める場合には、代表研究機関に対し、研究の進行状況の報告を求めることができる。
- (2) 代表研究機関は、助成事業が予定の期間内に完了する見込みがない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合は、速やかに様式 8 に定める助成事業遂行困難状況報告書を理事長に提出して、その指示を受けなければならない。

15 成果報告

- (1) 代表研究機関は、別に定める期限までに様式 9-1 に定める成果報告書とともに、研究調査の内容・政策提言を含む報告書を作成し、理事長に提出しなければならない。その際、本研究の実施における発表実績（雑誌投稿、学会抄録など）をあわせて提出すること。
- (2) 調査研究期間が 2 カ年にまたがるものについては、初年度は当該年度に係る調査研究の中間報告を、別に定める期限までに上記(1)に準じて、理事長に対して行うものとする。
- (3) 代表研究機関は、上記(1)のほか、機構が定める場（DRA 構成団体研究員交流会、研究推進会議等）において成果発表をしなければならない。
- (4) 研究成果報告については、当機構の機関誌等で公表する。
- (5) 特に優れた研究成果報告については、印刷物として配布する。

16 会計報告

代表研究機関は、当該年度末から 10 日以内に様式 9-2 に定める会計報告書を作成し、理事長に提出しなければならない。

17 助成金の額の確定

- (1) 理事長は、成果及び会計報告書の提出を受けたときは、その審査及び必要に応じて行う調査により、交付すべき助成金の額を確定し、様式 10 に定める助成金額確定通知書により代表研究機関に通知するものとする。
- (2) 理事長は、確定した助成金の額が、交付決定額と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

18 決定の取り消し

- (1) 理事長は、代表研究機関が次の事項に該当するときは、助成金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- ① 虚偽の申請、その他不正の行為により助成金の交付を受けたとき
 - ② 未着手、中止又は廃止のとき

- ③ 交付決定通知書の内容及びこれに付した条件に従わないとき
- (2) 理事長は、前項の取り消しの決定を行った場合には、その旨を様式 11 に定める助成金交付決定取消通知書により当該助成事業者へ通知するものとする。

19 助成金の返還

- (1) 代表研究機関のうち、助成金の額が確定した場合において、確定額を超える助成金の交付を受けた者は、理事長が定める期限までに、確定額を超える部分の助成金を返還するものとする。
- (2) 代表研究機関が助成の取り消しを受けた場合、理事長が定める期限までに、当該取り消しにかかる助成金を返還するものとする。

20 成果の公表

機構、代表研究機関等、研究担当者又はこれらの所属を離れた研究担当者は、研究成果を開示し、発表又は公表することができる。

ただし、その場合、研究成果が本研究調査助成事業によるものであることを明示しなければならない。

21 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 3 月 25 日（決裁日）から施行する。

令和7年度研究調査助成事業実施要綱に規定する「別に定める」事項

1 要綱の5に規定する「別に定める研究調査事業の遂行に必要な経費」

経費区分	内容例
謝金・人件費	研究協力者・補助者の謝金、テープ反訳、補助作業の請負（データ整理など）
旅費	研究者、研究協力者、事務局職員の交通費
使用料	会議室、機器、レンタカーなどの使用料
印刷製本費	印刷代
運搬費	郵便代、宅配便
消耗品費	事務用品、消耗品、資料購入、会議時の茶菓代
備品費	研究用備品（家具類、IT機器を除く）
その他	参加費、諸手数料

（支出が求められない主なもの）

- ・ 研究者（代表者・分担者）、機関の職員の人件費
- ・ 家賃、光熱水費、通信費
- ・ 海外への渡航費
- ・ 机、椅子、ロッカーなどの家具類、パソコン、プリンタ、タブレットなどのIT機器
- ・ 支出にあたり所属機関で認められていない経費

※支出項目に疑義があるときは事務局まで問い合わせること

2 要綱の9(5)に規定する「別に定める必要な手続き」

- (1) 助成申請の審査については、「審査委員会」の委員による合議により実施する。
- (2) 「審査委員会」の開催は、書面によって替えることができる。
- (3) 「審査委員会」は、研究調査助成事業実施要綱に定めた以下の項目を審査する。
 - ① 事業内容が、研究調査助成事業実施要綱に規定する趣旨及び、事業内容に沿った、助成にふさわしい内容のものであること。
 - ② 対象者の要件が、要綱に定められた要件を満たしていること。
 - ③ 研究期間が1年を超えた申請の場合は、その必要性が認められること。

3 要綱の13(2)に規定する「別に定める証拠書類」

- ・ 経費支出明細書
- ・ 領収書（原本、又はコピー。組織の場合は代表者の証明が必要）
- ・ 旅費については、旅行者の氏名、目的、行程、旅費額等の記載出張記録
- ・ その他事案に応じて、特に必要と認める書類